

平成27年6月19日

第36回指宿市農業委員会会議録

指宿市農業委員会

第36回指宿市農業委員会会議録

- 1 平成27年6月19日(金) 午後2時00分～
於：県南薩地域振興局指宿庁舎（3階会議室）

1 議事日程

- 報告第 1 号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第 2 号 農地法第3条の規定による許可取消について
- 報告第 3 号 農用地あっせん申し出の取下げについて
- 議案第 1 号 「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定
について (所有権移転分)
(利用権設定分)
- 議案第 2 号 「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について
- 議案第 3 号 農業振興地域整備計画の一部計画変更（用途区分変更）申出
の意見決定について
- 議案第 4 号 農地法第5条の規定による事業計画変更について
- 議案第 5 号 「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並び
に許可及び諮問決定について
- 議案第 6 号 農地法第5条第1項目的の買受適格証明願について
- 議案第 7 号 農地利用変更届について
- 議案第 8 号 農用地あっせん申し出について
- 議案第 9 号 平成26年度地籍調査実施に伴う地目変更の確認について
- その他

1 出席委員

1 番 委員	2 番 委員	3 番 委員
4 番 委員	5 番 委員	6 番 委員
7 番 委員	8 番 委員	9 番 委員
10 番 委員	13 番 委員	14 番 委員
16 番 委員	17 番 委員	18 番 委員
19 番 委員	20 番 委員	22 番 委員
23 番 委員	24 番 委員	25 番 委員
26 番 委員	27 番 委員	28 番 委員
29 番 委員	30 番 委員	32 番 委員

1 欠席委員

11 番 委員	12 番 委員	31 番 委員
---------	---------	---------

1 活動休止委員

15 番 委員	21 番 委員
---------	---------

1 遅刻委員

なし

1 早退委員

なし

1 当議事に参与する出席者

指宿市農業委員会事務局長
農地係長
主幹兼振興係長
農地係主査
農地係主査

1 当議事書記

指宿市農業委員会事務局農地係長

1 開会 午後2時00分

事務局	<p>全員ご起立願います。 一同礼。 指宿市農業委員会憲章の唱和をいたします。 (唱和) ご着席ください。</p>
議長	<p>ただいまの出席人員は、定足数に達しておりますので、これより第36回指宿市農業委員会を開会いたします。 本日の議事録署名委員に「13番委員」と「14番委員」を指名いたします。 早速議題に入ります。 「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について」を、議題といたします。 事務局に説明を求めます。</p>
事務局	はい、議長。
議長	はい、事務局。
事務局	<p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について説明いたします。 議案書の1ページになります。 (番号1番を議案書どおり読み上げ説明) 以下については、お目通しください。報告を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの、事務局の説明のとおりであります。 次に、「報告第2号 農地法第3条の規定による許可取消について」を議題といたします。 事務局に説明を求めます。</p>
事務局	はい、議長。
議長	はい、事務局。
事務局	<p>報告第2号 農地法第3条の規定による許可取消について報告いたします。 議案書の3ページをお開きください。 番号1, 2につきまして、平成18年8月28日開催の第2回 指宿市農業委員会議案第3号で承認を受けていた案件であります。承認後に、契約が破棄となったことから、許可取消の申請が提出されたものです。 以上、報告を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの、事務局の説明のとおりであります。 次に、「報告第3号 農用地あっせん申し出の取下げについて」を議題といたします。</p>

事務局
議長
事務局

事務局に説明を求めます。

はい、議長。

はい、事務局。

4ページをお開きください。

報告第3号 農用地あっせん申し出の取下げについて、ご説明いたします。

(番号1番から3番を議案書どおり読み上げ説明)

以上、報告いたします。

議長

ただいまの、事務局の説明のとおりであります。

次に、「議案第1号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定について」のうち、まず、所有権移転分を議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局
議長
事務局

はい、議長。

はい、事務局。

5ページをお開きください。

今月の農用地利用集積計画の承認についての所有権移転分は、委員会に入る前に皆様に修正をお願いしておりますので、1議案17件でございます。

(番号1番を議案書どおり読み上げ説明)

番号2から17につきましては、お目通しください。

皆様のお手元の8ページをお開きください。

番号13から16について、補足説明でございます。

対価及び単価でございますが13番が123,000円で、以下記載のとおりでございますが、所有権移転の総面積で割り戻すと、畝の5,000円という金額になります。これにつきましては、あっせん申出人の譲渡人が、無償で良いということであったのですが、譲受人がそういう訳にはいかないということで、この対価になったと2番委員の方から、ご報告を受けております。

今回の移転分は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議方よろしく願いいたします。

議長

ただいまの、事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第1号のうち、所有権移転分の1番から15番についてご審議願います。

ご質疑、ご意見等はございませんか。

委員
議長

「なし」の声あり。

議案第1号のうち、所有権移転分の1番から15番については、原案の

委員
議長

とおり承認することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、所有権移転分の1番から15番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第1号のうち、所有権移転分の16番についてご審議願います。

これにつきましては、会議規則第25条の規定により、2番委員の退席を求めます。

(2番委員の退席を確認する。)

ご質疑、ご意見等ございませんか。

委員
議長

「なし」の声あり。

議案第1号のうち、所有権移転分の16番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、所有権移転分の16番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(2番委員の復席を確認する。)

次に、議案第1号のうち、所有権移転分の17番についてご審議願います。

これにつきましては、会議規則第25条の規定により、6番委員の退席を求めます。

(6番委員の退席を確認する。)

ご質疑、ご意見等ございませんか。

委員
議長

「なし」の声あり。

議案第1号のうち、所有権移転分の17番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、所有権移転分の17番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(6番委員の復席を確認する。)

次に、議案第1号のうち、利用権設定分を議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局

はい、議長。

議長
事務局

はい、事務局。

議案第1号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定についてのうち、利用権設定分でございます。

議案書の10ページから18ページになります。

今月の「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について利用権設定分は、1議案29件です。

内訳は、新規の利用権設定が27件、再設定が2件、合計の面積は65,914㎡となっています。

以上、全て経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長

ただいま、事務局の説明のとおりであります。

議案第1号のうち、利用権設定分の1番から13番につきましては、新規就農者ということで、担当地区の委員が営農状況等の調査を行っておりますので、担当委員の説明を求めます。

1番から2番については、29番委員にお願いします。

29番委員

はい。

番号1から2につきましては、私と8番委員とで調査をいたしました。

貸人、借人、土地の所在地、地目、面積、貸借期間等については議案にお示しのとおりです。

申請人は、11年前から両親と一緒に農作業に従事していましたが、今回、独立して経営していくということで、今回、利用権の設定をし、3,000㎡を超えることから、新規就農者になりましたので報告いたします。

申請地を取得した後は、オクラ23a、キャベツ50aの栽培を計画しており、目標年間販売高300万円を目指しています。

農機具等については、親から借り受ける予定で、労力については、両親の手伝いを貰いながら経営していくとのことでした。

また、青年就農給付金の申請を予定しているそうです。

なお、営農計画書を資料の1ページに添付していますので、ご参照ください。以上です。

議長
委員
議長

ご質疑、ご意見等はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第1号のうち、利用権設定分の1番から2番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、利用権設定分の1番から2番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第1号のうち、利用権設定分の3番から13番につきまして、ご審議願います。

これにつきましても、新規就農者ということで、担当地区の委員が営農状況等の調査を行っておりますので、担当委員の説明を求めます。

3番から4番については、14番委員にお願いします。

14番委員

はい。

番号3番から4番につきましては、私と9番委員とで調査をいたしました。

貸人、借人、土地の所在地、地目、面積、貸借期間等については議案にお示しのとおりです。

申請人は、今回、利用権の設定をし、3,000㎡を超えることから、新規就農者になりましたので、報告いたします。

申請人は、4年くらい前から農作業に従事しております。

オクラ30a、スナップエンドウ20a、オクラハウス10aの栽培を計画しており、目標年間販売高400万円を目指しています。

農機具等については本人が所有し、労力については、妻と二人で経営し、忙しい時には母親の手伝いを貰うとのこと。

なお、営農計画書を資料の2ページに添付していますので、ご参照してください。以上です。

議長

5番については、10番 ○○委員にお願いします。

10番委員

はい。

番号5につきましては、私と3番委員とで調査をいたしました。

貸人、借人、土地の所在地、地目、面積、貸借期間等については議案にお示しのとおりです。

申請人は、鹿児島で派遣社員として働いていましたが、今回、退職し、平成27年4月から農作業に従事しております。

申請地を取得した後は、3種類のパパイヤの苗、600本を4月から5月にかけて植栽し、夏頃から12月初めにかけて未熟で収穫するとのこと。出荷先は、市内の漬物工場に1キロ400円あたりで出荷したいとのこと。パパイヤの苗は1年もので、毎年植付けをします。

目標年間販売高270万円を目指しています。農機具等については、草払機と耕運機があれば良いとのこと。

なお、営農計画書を資料の3ページに添付していますので、ご参照してください。以上です。

議長 9 番委員	<p>6 番から 8 番については、9 番委員にお願いします。</p> <p>はい。</p> <p>番号 6 番から 8 番につきましては、私と 1 4 番委員とで調査をいたしました。</p> <p>貸人、借人、土地の所在地、地目、面積、貸借期間等については議案にお示しのとおりです。</p> <p>申請人は、今回、利用権の設定をし、3,000㎡を超えることから、新規就農者になりましたので、報告いたします。</p> <p>申請人は、10 年位前から農作業に従事しております。</p> <p>オクラ 40 a、スナップエンドウ 10 a の栽培を計画しており、目標年間販売高 500 万円を目指しています。</p> <p>農機具等については、本人が所有し、労力については、妻と 2 人で経営していくとのことでした。</p> <p>なお、営農計画書を資料の 4 ページに添付していますので、ご参照してください。以上です。</p>
議長 事務局 議長 事務局	<p>9 番から 1 3 番については、事務局に説明を求めます。</p> <p>はい。議長。</p> <p>はい、事務局。</p> <p>番号 9 から 1 3 につきましては、事務局の方で調査をいたしましたので報告いたします。</p> <p>貸人、借人、土地の所在地、地目、面積、貸借期間等については議案にお示しのとおりです。</p> <p>申請人は、職業は公務員兼農業ということでございますが、今回、利用権の設定をし、3,000㎡を超えることから新規就農者となりました。</p> <p>今回の利用権設定については、自分の自作地の隣接地の方々から、高齢になったため耕作してくれと言うことで、利用権設定の申請をしたとのことでした。</p> <p>申請地を権利取得した後は、飼料米 41 a の栽培を計画しており、目標年間販売高 40 万円を目指しています。</p> <p>農機具等については本人所有で、労力については、妻と二人で経営していきますが、忙しい時期は弟の手伝いを貰うということでした。</p> <p>なお、営農計画書を資料の 5 ページに添付していますので、ご参照ください。以上です。</p>
議長 2 6 番委員	<p>ただいまの説明のとおりでございます。</p> <p>ご質疑、ご意見等はございませんか。</p> <p>はい、議長。</p>

議長	はい、26番委員。
26番委員	この営農計画書を見た場合にですね、目標年間販売高40万円で新規就農して、生活ができるのかどうか。
事務局	はい、議長。
議長	はい、事務局。
事務局	先ほどお話をしましたように、この方は公務員でございます。総務課の方にも副業届を出しておきまして、確定申告の方もしているということでございましたので、問題は無いかとは思われます。
2番委員	関連して、いいですか。
議長	はい、2番委員。
2番委員	目標販売高40万円はいいのですが、飼料米を1作目で作るわけですよ。後作というか裏作を何かしないと、田んぼが荒れると思うのですが、この辺の計画は何か聞いていないですか。
事務局	はい、議長。
議長	はい、事務局。
事務局	まだそこまでは聞いていなかったですけども、奥さんの方がオクラを作っているということで、オクラの手伝いもしながら飼料米を作っているということです。飼料米の後の裏作については、そこまでは聞きませんでした。すみません。
5番委員	はい、議長。
議長	はい、5番委員。
5番委員	この方は新規就農者ということで、新規就農者支援資金は無いのですか。
事務局	はい、議長。
議長	はい、事務局。
事務局	農業委員会の規定の中に、利用権設定をして3,000㎡を超えたら、新規就農者とみなすというのがありましたので、いたしました。
5番委員	はい、議長。もう一つ。
議長	はい、5番委員。
5番委員	5番ですけど、賃貸借で契約が2年となっていますが。
事務局	はい、議長。
議長	はい、事務局。
事務局	2年というのは、設定年数を何年にしなさいとは決まっていなくて、この方は後で分かったのですけれども、親子ということで、お父さんの土地を借りて、パパイヤの苗を600本くらい植えて、3種類の品目があるみたいで、夏場、未熟の時に収穫して、漬物工場に出すということでございます。

議長 この、9番から13番、公務員は職務に専念すべしということですが、これは問題無かったということですかね。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 所有権移転になれば、問題があるかとは思いますが、権利の移転でございますので、特に問題は無いかと思われま。

6番委員 はい、いいですか。

議長 はい、6番委員。

6番委員 今の、〇〇さんの営農計画書なんですが、飼料米と書いてありますが、これはたぶんWCSですよ、飼料用米というのは、もみを取っての販売になるから、WCSの飼料用稲だと思いますよ。飼料米は別にありますから。実際は、畜産用農家に40万円で買っていただくということだと思います。WCSだと思います。

2番委員 はい、議長。

議長 はい、2番委員。

2番委員 休憩をお願いします。
(休憩)

議長 いろいろ、ご意見等も出ましたけれども、ただ今確認をしてきましたので、これから、休憩前に引き続き審議を再開いたします。
事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 ただ今、開聞庁舎の本人に連絡を入れましたが、議会でおられません。それで、農政課長に話を聞いたら、WCSの申請をして貰っているみたいです。ということでした。

2番委員 はい、いいですか。

議長 はい、2番委員。

2番委員 国からの助成金を貰って、また販売という形で売る契約ですよ、公務員が補助金を貰って、その販売までしていいのか、それが通るのか通らないのか確認してください。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 事務局の案としては、今月のこの件については保留として、来月、奥さん名義で出すというのを考えていますが、それでよろしいでしょうか。

委員 (全員了承あり)

議長 ほかにご意見等ございませんか。

6 番委員	はい、議長。
議長	はい、6 番委員。
6 番委員	目標販売高を書いていますけれど、WCSを販売している農家は、開聞にはいないです。畜産農家がやっていますから、お金は動かないです。 販売というのは1人もいないので、その辺は、注意をしていただいた方がいいと思います。
事務局	はい、議長。
議長	はい、事務局。
事務局	来月、奥さん名義でするのですけれども、新規就農者ということで話をいたしましたので、利用権設定だけの申請でよろしいでしょうか。 内容は、皆さんがお話したとおり、新規就農の報告もそのとおりになると思いますので。
1 4 番委員	はい、議長。
議長	はい、1 4 番委員。
1 4 番委員	しかし、奥さんがどうですかね。奥さんは、今何をされているんですか。
事務局	はい、議長。
議長	はい、事務局。
事務局	奥さんは、専業農家です。
1 4 番委員	はい、議長。
議長	はい、1 4 番委員。
1 4 番委員	専業農家でやっているにも関わらず、公務員としてご主人さんが、農家だとまた登録すると、なんでかと言うと、以前の話ですけど、穎娃に〇〇（会社名）というのは知らないですかね、それが、100町歩くらい麦を作っていて、その社長と話をしたことがあるんですけど、補助金を貰うのは、ただ植えさえすれば、その時反当3万円ですか貰って、100町歩だったら3,000万円とか言ったので、それですとやってきて、それが国の耳に入って、それじゃいかんということで、植えたら手入れをしないといけないよと言うことで、検査が入ってその会社はつぶれたということで、そこら辺りを見れば、補助金目当てで、公務員の方がそういうふうにするというのも、なぜ公務員と私が言うかと言いますと、私が公民館長をしている時に、私の内ののなんかは無職で農業の手伝いをしているくらいだったのですけれども、時によっては、市の職員である人が、嘱託で勤めていて公民館長に選ばれて、そうしたら市は、二通りのお金は払えないということで、やむなく奥さんを市の嘱託員にしたというのが、実例であるわけですよ、この場合なんかでも、公務員で国からの補助と公務的な事で貰うのとダブルですから、今後も出てくるかも知れないけれども、これに

似たようなケースが、公務員たる職業についている方は、あまりそんな副業はできないよと言うのが、私の常識だったんですけれども、それに匹敵するんじゃないかと私は思います。だからこういう事案が来た時には、事前に、これはちょっと無理かもしれないという必要はないでしょうか。

30番委員 はい、議長。

議長 はい、30番委員。

30番委員 公務員の配偶者は、100万か120万くらいは、控除があると思えますよ。働いていいと思います。

2番委員 奥さん名義であれば、それでいいのだろうけど。

6番委員 はい、議長。

議長 はい、6番委員。

6番委員 すみません。暫時休憩をお願いします。

議長 それでは、暫時休憩とします。
(休憩)

議長 それでは、休憩前に引続き審議を再開いたします。
この案件について、事務局の方で再度回答をお願いします。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 それでは、来月奥さん名義で申請を再度出してもらって、また新規就農の報告が、担当地区の農業委員さんからあると思いますので、そう言うことでお願いします。

26番委員 はい、議長。

議長 はい、26番委員。

26番委員 そうすると、今日出したこれは取消しの形をとって、奥さんでまた新しく出すということですか。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 取消しではなくて、保留ということでよろしいでしょうか。
本人に聞き取りに行った時、奥さん名義でもいいんですけども、できれば私の名義で出して欲しいのですよねということで、今回出したところです。それで、本人は議会でおりませんでしたので、本人に連絡を取って、奥さん名義で再度出してくださいということで、話をしたいと思います。

委員 (全員了解あり)

議長 3番から13番について、ご意見等はございませんか。

委員 「なし」の声あり。

議長 議案第1号のうち、利用権設定分の3番から13番については原案のと

委員
議長 おり承認することにご異議ございませんか。
「異議なし」の声あり。
ご異議なしと認めます。
よって、議案第1号のうち、利用権設定分の3番から13番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

2番委員
議長 承認じゃないよ、保留は保留でしてください。
9番から13番までは、保留という形ですね。
次に、議案第1号のうち、利用権設定分の14番から28番についてご審議願います。
ご質疑、ご意見等はございませんか。

26番委員
議長 はい、議長。
はい、26番委員。

26番委員
事務局 14番の〇〇さんの年齢を教えてください。それと経営形態を。
議長 はい、議長。
事務局 はい、事務局。
この方は、年齢は63歳でございます。形態といたしましては、〇〇さんの娘さんにあたるということで、南さつま市に住んでいるんですけども、話を聞いたところでは、1週間の内5日は申請地の所で農作業をしているとのことでした。以上です。

議長 ほかにございませんか。

2番委員 はい、すみません。

議長 はい、2番委員。

2番委員 この14番は、新規就農にはならないのですか。
事務局 はい、議長。
議長 はい、事務局。
この方は、63歳でございますので、60歳までは新規就農者ということで今までやってきていますので、対象外ですね。

2番委員 分かりました。

議長 ほかにございませんか。

委員 「なし」の声あり。

議長 議案第1号のうち、利用権設定分の14番から28番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり。

議長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第1号のうち、利用権設定分の14番から28番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第1号のうち、利用権設定分の29番について、ご審議願います。

これにつきましては、会議規則第25条の規定により、16番委員の退席を求めます。

(16番委員の退席を確認する。)

ご質疑、ご意見等はございませんか。

委員
議長

「なし」の声あり。

議案第1号のうち、利用権設定分の29番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、利用権設定分の29番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(16番委員の復席を確認する。)

次に、「議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定について」を議題といたします。

これにつきましては、小委員会で調査にあたっていますので、現地調査の報告を求めます。

2番委員
議長
小委員長

はい、議長。

はい、2番委員。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定について

6月10日の転用調査時に、2番、13番、16番委員と、事務局2名の計5名で、現地聞き取り調査を行いましたので、報告いたします。

申請に基づき、1番から8番について、現地確認と聞き取り調査を行った結果、いずれも意欲的に営農に取り組んでおります。

1番から5番は売買、6番から8番は贈与による申請でございます。

6番は義理の姉が代表者である農業生産法人への贈与で、7番はおじへの贈与、8番は妹への贈与でございます。

申請地は面的にまとまった農地を分断するようなこともなく、周辺への影響もないと思われまます。

以上の案件に係る、農地法第3条第2項の各号判断につきましては、別添の農地法第3条調書のとおりでございますが、全ての案件について、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたします。

なお、農地法第3条調書、位置図、字図につきましても、資料の6ページから29ページに添付してありますので、ご参照いただきまして、ご審

議の程よろしくお願ひ申し上げます。

以上で調査報告を終わります。

議長 現地調査の結果は、ただいまの小委員長の報告のとおりでございます。それでは、議案第2号についてご審議願ひます。ご質疑、ご意見等はございませんか。

23番委員 いいですか。

議長 はい、23番委員。

23番委員 2番と3番についてですが、先ほどの報告2号の1番と2番の備考欄に関連議案として、書かれた方がいいんじゃないですか。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 今後は、記入をするように気を付けます。すみませんでした。

議長 ほかにございませんか。

23番委員 いいですか。

議長 はい、23番委員。

23番委員 報告のところでは、議案でございましたから、何も意見を言えなかったのですけれども、ここの議案として2号と3号が上がってきた時に、報告第2号の案件が引っ掛かるんですよ、平成18年となっておりますでしょ、あっせんで、おそらくこれは買われたと思いますが、違うの、3条であっても、9年経っていますが、それがほごになって、今回新しく出てきたということはどういうことでしょうか。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 一応保存期間というのがありまして、保存期間が10年なんですよ、まだ10年経っていませんでしたので、今回こういう形で載せていただきました。

議長 ほかにございませんか。

委員 「なし」の声あり。

議長 議案第2号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり。

議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、「議案第号3号 農業振興地域整備計画の一部計画変更（用途区分変更）申出の意見決定について」を、議題といたします。

2番委員
議長
小委員長

これにつきましても、小委員会で調査にあたっていますので、現地調査報告を求めます。

はい、議長。

はい、2番委員。

議案第3号 農業振興地域整備計画の一部計画変更（用途区分変更）申出の意見決定について

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、その報告をいたします。

番号1番ですが、用途区分変更でございます。

申請人、土地の所在地、地目、変更理由、変更目的は議案にお示しのとおりです。

用途区分変更の目的は、温室ハウス暖房用熱交換施設です。

資料の30、31ページをご覧ください。

申請地は、山川中学校から南西へ1,620m行った所の農地で、東と北は道路、西と南は畑に接しています。

農地区分・許可事項については、農用地区域内の農地ではありますが、農用地区域内農地で不許可の例外である農用地利用計画指定用途に該当いたします。

周囲の農地に与える影響も軽微であると考えられ、また、利用集積や保全面、一般基準上の問題も特に認められないことから、用途変更はやむを得ないものと判断いたします。

次に番号2番ですが、申請人、土地の所在地、地目、変更理由、変更目的は議案にお示しのとおりです。

用途区分変更の目的は、農業用倉庫です。

資料の32ページをご覧ください。

申請地は、上野地区営農研修館から南西へ900m行った所の農地で、東と北は畑、西と南は道路に接しています。

農地区分・許可事項については、農用地区域内の農地ではありますが、農用地区域内農地で不許可の例外である農用地利用計画指定用途に該当いたします。

周囲の農地に与える影響も軽微であると考えられ、また、利用集積や保全面、一般基準上の問題も特に認められないことから、用途変更はやむを得ないものと判断いたします。

次に番号3番ですが、申請人、土地の所在地、地目、変更理由、変更目的は議案にお示しのとおりです。

用途区分変更の目的は、農業用倉庫です。

資料の33ページをご覧ください。

申請地は、小川区集落センターから東へ645m行った所の農地で、東と南は畑、西と北は道路に接しています。

農地区分・許可事項については、農用区域内の農地ではありますが、農用区域内農地で不許可の例外である農用地利用計画指定用途に該当いたします。

周囲の農地に与える影響も軽微であると考えられ、また、利用集積や保全面、一般基準上の問題も特に認められないことから、用途変更はやむを得ないものと判断いたします。

以上報告のとおりですが、小委員会では用途区分変更はやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をお願いいたします。

議長 現地調査の結果は、ただいまの小委員長の報告のとおりでございます。

それでは、議案第3号のうち用途区分変更の1番から2番について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見等ございませんか。

委員 「なし」の声あり。

議長 議案第3号のうち1番から2番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり。

議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号のうち1番から2番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第3号のうち用途区分変更の3番について、ご審議願います。

これにつきましては、会議規則第25条の規定により、3番委員の退席を求めます。

(3番委員の退席を確認する。)

ご質疑、ご意見等ございませんか。

委員 「なし」の声あり。

議長 議案第3号のうち、用途区分変更の3番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり。

議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号のうち用途区分変更の3番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(3番委員の復席を確認する。)

次に、「議案第4号 農地法第5条の規定による事業計画変更について」

を議題といたします。

これにつきましても、事務局で調査にあたっていますので、現地調査結果の報告を求めます。

事務局
議長
事務局

はい、議長。

はい、事務局。

農地法第5条の規定による事業計画変更についてご説明申し上げます。
資料の35ページをお開きください。

申請者、所在・地番、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。

この申請は、平成27年1月26日付け指令農委第5号79で転用許可された案件で、当初事業計画内容では、太陽光発電施設に転用する計画でしたが、再見積りを取ったところ、事業費が大幅に上がったため、車庫の建設に変更するというものです。

なお、太陽光発電については、当初38kwで計画していましたが、今回再検討し、車庫建設後、10kw程度で予定しているようですが、資金の関係でまだ先になるとのことで、いずれは車庫の上に設置しますが、今のところ時期は未定とのことです。

なお、周辺農地への影響も前回計画とさほど変わらないことから問題はないものと判断されます。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上、皆様のご審議をお願いいたします。

議長

現地調査の結果は、ただいまの事務局の報告のとおりでございます。

それでは、議案第4号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見等はございませんか。

委員
議長

「なし」の声あり。

議案第4号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、「議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について」を議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっていますので、現地調査結果の報告を求めます。

2番委員
議長

はい、議長。

はい、2番委員。

小委員長

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、その報告をいたします。

まず番号1番ですが、追認です。申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は通路です。

農地区分・許可事項については、いずれの農地にも該当しないことから、第2種農地のその他の農地に該当いたします。

資料の36ページをお開きください。

申請地は、成川区民センターから東へ525m行った所の農地で、東、西及び北は宅地、南は市道に接しています。

申請人は、車両を乗り入れるため、住宅敷地に隣接する申請地に許可なくコンクリートを流し入れて通路として利用しているものです。

周囲に農地がないことから、営農への影響は軽微なものと判断いたします。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号2番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、資材置場です。

農地区分・許可事項については、10ha以上の広がりのある農地であることから、第1種農地に該当いたしますが、不許可の例外である集落接続施設に該当いたします。

資料の37ページをお開きください。

申請地は、玉井営農研修館から北へ361m行った所の農地で、東は宅地、西は宅地及び道路、南は道路、北は山林に接しています。

申請人は建設工事業者ですが、申請地を購入し資材置場として活用することです。

なお、申請地は、譲渡人が平成26年5月20日に農地法3条の許可を受け取得した農地ですが、許可日より1年経過していることから、問題はないと思われます。

土地の形状については、現状で土留め工事をする予定です。

周辺の農地とは道路をへだてており影響は軽微なものと判断いたします。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号3番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、一般住宅です。

農地区分・許可事項については、いずれの農地にも該当しないことから、第2種農地のその他の農地に該当いたします。

資料の38ページをお開きください。

申請地は、北指宿中学校から北西へ290m行った所の農地で、東と北は宅地、西は道路、南は畑に接しています。

申請者は、現在、借家住まいのため、申請地を義母から使用貸借し、住宅を建築する計画です。

なお、面積が530㎡ですが、出入り口となる西側の道路が狭いため道路側の約30㎡は進入路として利用するとのことで、有効面積は500㎡となります。

土地の形状については、現状で、周囲をブロック積みする予定です。

周辺の土地への土砂、雨水の流出のないよう施工するため営農への影響は軽微なものと判断いたします。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号4番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、車庫です。

農地区分・許可事項については、市役所から300m以内にある農地であることから、第3種農地の300m以内農地に該当いたします。

資料の35ページをお開きください。

申請地は、市役所から北へ267m行った所の農地で、東は道路、西と北は田、南は里道に接しています。

この申請については、議案第4号の農地法第5条の規定による事業計画変更で事務局説明がありましたので、割愛させていただきます。

次に番号5番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。通路です。

都市計画法第8条第1項第1号に規定される用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当いたします。

資料の39・40ページをご覧ください。

申請地は、柳田校区公民館から西へ100m行った所の農地です。

3筆ありますが、いずれも造成地内の通路を挟む農地で、現在の通路を拡幅するために一部転用するもので、周辺の農地への影響は軽微なものと判断いたします。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号6番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、一般住宅です。

農地区分・許可事項については、住宅が連たんした区域に近接した区域内にある農地で、広がりがない農地のため第2種農地の市街地近接農地に該当いたします。

資料の41ページをお開きください。

申請地は、玉利公民館から西へ483m行った所の農地で、東と西は畑、南は宅地、北は市道に接しています。

申請人は、現在の自宅が老朽化しているため、申請地を購入し住宅を建築する計画です。

土地の形状については、現状で、隣接地との境界にはブロックを積み土砂や雨水の流出がないように施工することから、周囲の農地への影響は軽微なものと判断いたします。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号7番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、一般住宅です。

農地区分・許可事項については、住宅が連たんした区域に近接した区域内にある農地で、広がりがない農地のため第2種農地の市街地近接農地に該当いたします。

資料の42ページをお開きください。

申請地は、玉利公民館から西へ60m行った所の宅地造成地内の農地で、東は道路と宅地、西は宅地と雑種地、南は宅地、北は道路に接しています。

申請人は、現在借家住まいのため、申請地を買受け住宅を建築する予定です。

周囲に農地はなく、営農への影響はないものと判断いたします。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号8番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、店舗付住宅です。

農地区分・許可事項については、都市計画法第8条第1項第1号に規定される用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当いたします。

資料の43ページをお開きください。

申請地は、湯の之里公民館から北へ92m行った所の農地で、東と北は市道、西と南は宅地に接しています。

申請者は現在アパート住まいで、両親の理容店で働いていますが、今回独立して両親の店と同じ通り沿いに住宅兼美容室を建設する計画です。

なお、隣接する宅地等と一体利用し、6台分の来客用駐車スペースを設ける予定で、所要面積は368.24㎡となります。

土地は、現状で、土留め工事をする予定であり、周囲に農地もないことから、営農への影響は軽微なものと判断いたします。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

議長

以上報告のとおりですが、小委員会では転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をお願いいたします。

委員

現地調査の結果は、ただいまの小委員長の報告のとおりでございます。

それでは、議案第5号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見等はございませんか。

議長

「なし」の声あり。

議案第5号については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、「議案第6号 農地法第5条第1項目的の買受適格証明願いについて」を議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

議案第6号 農地法第5条第1項目的の買受適格証明による申請について

これにつきましても、6月10日の転用調査時に現地調査を行いましたので、報告いたします。

この案件は、競売される予定の農地を農地転用し自己が役員となっているガソリンスタンドの従業員用の貸駐車場として利用したいとのことから、買受適格証明願いが出されたものです。

申請人は、指宿市〇〇番地 〇〇、土地所有者は、指宿市〇〇番地 〇〇、競売に付される土地の所在地は、山川成川字谷後3640番1、面積は229㎡です。

資料の44ページをお開きください。

農地区分・許可事項については、10ha以上の広がりのある農地であることから、第1種農地に該当いたしますが、不許可の例外である集落接続施設に該当いたします。

申請地は、大成小学校から南西へ60m行った所の農地で、東は田、西は市道、南は水路、北は国道に接しています。

周辺農地への影響や、一般基準上の問題も特に認められないことから問題はないものと、判断されます。

なお、落札した場合には直ちに農地法第5条の転用許可申請手続

きを行うこととなりますが、今回現地調査を行っております事から、再度の審議を経ることなく会長の決裁において承認できるよう条件を付し、併せてご審議くださいますようお願いいたします。

議長

ただいま、事務局の説明のとおりであります。

ご質疑、ご意見等はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第6号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、「議案第7号 農地利用変更届について」を議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査結果の報告を求めます。

2番委員

はい、議長。

議長

はい、2番委員。

小委員長

議案第7号 農地利用変更届について

これにつきましても同メンバーで調査にあたりましたので、その報告をいたします。

番号1番ですが、申請人、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。資料の45ページをお開きください。

申請地は、徳光・利永校区公民館から北西へ500m行った農用地区域内の農地で、東、西、南は畑、北は道路に接しています。

2,957㎡のうち900㎡について、道路と高さを同じにするため約1.6m削土して耕作機械の出入りをしやすくするものです。

残りの2,000㎡はやしが植えられているため、今回は手をつけないとのことです。

周囲の雨水等の流れを遮断することは無く、周辺農地への影響は特に認められないと判断いたします。

次に2番ですが申請人、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。資料の46ページをお開きください。

申請地は、大当公民館から北西へ295m行ったところの第2種のその他の農地に該当し、東は宅地、西と南は山林、北は畑に接しています。

土地が道路より4m以上高く、農業機械が入らないため約4m削土するものです。隣接する農地に影響を及ぼさないよう境界の手前から傾斜をつ

けて削土するため、有効面積は3分の2ほどになりますが、やむをえない
とのことです。

周囲の雨水等の流れを遮断することは無く、北側農地への影響も特に認
められないと判断いたします。

議長

以上報告いたしますが、皆様のご審議をお願いいたします。

現地調査の結果は、ただいまの小委員長の報告のとおりでございます。

それでは、議案第7号についてご審議願います。

ご質疑、ご意見等はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第7号については、原案のとおり承認することに、ご異議ございま
せんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号については、原案のとおり承認することに決定いた
します。

次に、「議案第8号 農用地あっせん申し出について」を議題といたしま
す。事務局に議案の説明を求めます。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

それでは、議案第8号 農用地あっせん申し出のうち、売渡、貸付をご
説明いたします。

今月は、売渡申出は11件です。貸付申出2件でございます。

お手元の29ページをお開きください。

(番号1番を議案書どおり読み上げ説明)

なお、番号1の見取図及び地籍図につきましては、資料の47ページと
48ページとなります。

番号2から13につきましては、お目通しください。

見取図及び地籍図につきましては、審議資料の49ページから72ページ
となりますので、ご参照ください。

次に農用地あっせん申し出のうち、買受、借受をご説明いたします。

今月は3件です。32ページをお開きください。

(番号1番を議案書どおり読み上げ説明)

番号2、3につきましては、お目通しください。

以上、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただいまの、事務局の説明のとおりであります。

ご質疑、ご意見等はございませんか。

委員
議長 「なし」の声あり。
ないようですので、このあっせん申し出につきまして、事務局としてあっせん委員を選出されていると思いますので、事務局案の発表をお願いします。

事務局
議長 はい、議長。
事務局 はい、事務局。

事務局
議長 売渡、貸付の
番号 1は 9番と14番委員。 番号 2は31番と14番委員。
番号 3は29番と31番委員。 番号 4は29番と31番委員。
番号 5は 8番と11番委員。 番号 6は 4番と 7番委員。
番号 7は 7番と 4番委員。 番号 8は16番と23番委員。
番号 9は 5番と12番委員。 番号10は28番と26番委員。
番号11は28番と26番委員。 番号12は25番と26番委員。
番号13は 2番と19番委員。
買受、借受の、
番号 1は 5番と12番委員。 番号 2は 3番と32番委員。
番号 3は32番と14番委員。

議長 ただいま、事務局案が発表されました。それぞれ各委員はよろしいでしょうか。

委員
議長 (各委員了解あり)
議案第8号は、原案のとおり承認することとし、あっせん委員は事務局案のとおり決定いたします。
次に、「議案第9号 平成26年度地籍調査実施に伴う地目変更の確認について」を議題といたします。
事務局に議案の説明を求めます。

事務局
議長 はい、議長。
事務局 はい、事務局。

事務局
議長 議案第9号 平成26年度地籍調査実施に伴う地目変更の確認につきまして、説明いたします。
資料は、33ページから48ページに掲載してあります。
議案第9号は、国土調査法に基づく地籍調査の平成26年度分が完成したことに伴い、市建設監理課地籍調査係から農業委員会への確認依頼があったことにより、提案したものであります。
国土調査法に基づく地籍調査における地目の調査は、原則的に土地の現状及び主たる目的により、地目を設定することとされておりますが、登記簿上の地目が農地から農地以外へ、また、農地以外から農地へ土地の形状

が変更されているときは、農業委員会の確認を経てから国へ提出すること
となっているところでございます。

地目の設定については、地籍調査に権限が与えられていますが、先ほど
説明したとおり、国の方針として農地に係る地目変更は農業委員会の確認
を得ることになっておりますので、議案として提出させていただきました。

区域については、33ページの図面を見ていただきたいと思います。

地域は二反田川から北側、市営魚見グラウンド線までで、なのはな館を
中心とした周辺でございます。

全体の調査面積は665筆、登記面積合計約22haでございます。
その内、田畑が639筆、田畑から宅地等へ変わるものが562筆、宅地
等から田畑に変わるものが、26筆等となっているところでございます。

また、田畑の60筆が現地確認不能であり、現況は道路や水路となって
おりますので、法令によりまして現地確認不用と定められております。

詳細は、34ページから48ページに資料添付しておりますので、ご覧
いただきたいと思います。

以上で概略の説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長

ただいま、事務局の説明のとおりであります。

ご質疑、ご意見等はございませんか。

16番委員

はい、議長。

議長

はい、16番委員。

16番委員

海軍省というのは、海軍のことですか。

議長

はいそうです。残っているのでしょうかね。

ほかにごございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第9号については、原案のとおり承認することにご異議ございませ
んか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号については、原案のとおり承認することに決定いた
します。

本日の議題は、これで全て終了いたしました。ほかにごございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

ほかになければ、その他について、事務局の説明を求めます。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

その他（議案４９ページを参照して説明）

1. 一時使用届出について
2. 6月の行事報告
3. 7月の行事予定
4. その他

指宿市議会推薦農業委員の推薦について

議会から依頼がありましたので、ご報告いたします。

〇〇地区の〇〇さんという方を、推薦させていただきました。

昭和〇年〇月〇日生まれ、履歴としては、鹿児島県女性農業経営士で平成２２年度に認定を受けています。農村女性海外農家体験研修に平成８年度に参加されています。ご主人は〇〇さんで、経営面積４，６５０㎡です。以上報告を終わります。

議長

関連がありますので、もう一つ、お知らせしておきます。

ただ今報告があったとおり、このメンバーは来月で終わりですけれども、選管の方から、立候補説明会を開いたけれども、立候補される方で、まだ書類を取りに来ていない方がいらっしやいましたら、早めに取りに来てくださいということですので、お知らせしておきます。

先ほども言いましたとおり、来月でこのメンバーは終わりですが、活動記録簿は必ず後々必要になってきます。監査等が入って。ですから来月は必ず忘れないように、出していただくようお願いをしておきます。

もう一つ全国の経過報告ですけれども、５月に２回ほど全国の会議がありまして、農業新聞や一般の新聞等で皆さんご承知のとおりです。

今、安保法案の問題、或いは労働者派遣法の問題、いろいろ審議が遅れておりまして、会期を８月か９月まで延ばすかといろいろありますけれども、その中で農協と農業委員会の法案も審議をされて、決定されていくものと思います。ですから、指宿市農業委員会のあれは、今回は適用されませんので、通常とおり選挙ということになっておりまして、１１日告示、１８日投票ということになっておりますので、お知らせをしておきます。

全国段階でいろいろ議論する中で、国会の審議等がなかなかスムーズにいかなかったということで、２４日の会期までには、そういう重要案件はすべて通らないという形になっておりますので、指宿市は今回は選挙ということで、３年間はということになってきておりますから、お知らせいたします。

ほかにございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

ほかはないようですので、本日の委員会に付議されました案件は全部終

了いたしました。

これもちまして、第36回指宿市農業委員会を閉会いたします。

全員ご起立願います。

一同礼。

(閉会 午後3時45分)

指宿市農業委員会会長

議事録署名委員13番委員

議事録署名委員14番委員